

第六節 近世の交通

一 陸上の道

(一) 犀川町域の道

国 絵 図

江戸幕府は、統一権力として国土とその交通体系を掌握するために、諸大名に対して、諸国の「郷帳」とともに、「国絵図」を作成させ、幕府勘定所に提出させた。幕府への国絵図の提出は、慶長・正保・元禄・天保の四度行われている。

豊前国の絵図は、正保図の転写本が国立公文書館内閣文庫に、元禄図の控えが福岡県立豊津高校小笠原文庫と島原市公民館松平文庫に、天保図の原本二舗（重複本）が国立公文書館内閣文庫にそれぞれ現存する。

犀川町域について、正保四年（一六四七）作成の正保図を見ると、「山鹿 三百石余」、「帆柱 九十石余」というように、各村ごとに村名と村高が記され、山・川・渡し・一里塚・峠などが書かれている。交通網に関しては、下毛郡槻木村（現、大分県下毛郡山国町）から彦山坊へ通ずる「彦山道」が赤い太線で引かれている。主要道を示す赤い太線は、当町域ではこの「彦山道」だけである。このことは、彦山信仰と修験道への、地域の人々の篤い信仰と太い絆があったことを示唆している。

正保図では、村と村を結ぶ村道が赤い細線で引かれ、大村と山鹿村間に「六町」、帆柱村と上伊良原村間には「一里山より上伊良原マデ二十三町」などと、距離が打たれている。寛永三年（一六二六）に新設され

た豊前国領内の一里塚は、この正保図では「一里山」と呼ばれ、里程の一里（四里計）ごとに墨星（…）で表示されている。しかし、当町域では、山鹿と崎山の一里地点にそれぞれあるべき二つの墨星が欠落している。そして、この絵図には、国境を越える峠なども描かれ、道路網も細かく描かれているが、どのようなわけか、いずれの道筋もその呼称が入っていない。

正保の国絵図の提出後、半世紀を経た元禄十三年（一七〇〇）に作成され、幕府勘定所へ提出された元禄の「豊前国絵図」の控えを次に見よう。

犀川町域の道路網について、この元禄図をよく見てみると、正保図に描かれている主要道「彦山道」のほかには、久富村―古川村―八ッ溝村―山鹿村―崎山村を結ぶ道（秋月道）と、久富村と末江村を結ぶ村道しか描かれていない。しかし、これは、「豊前国絵図」に限ったことではなく、他国の元禄図も同様である。それは、「隣国往来の本道入念に記し申すべく候、郡中迄の道路の小道委く記すに及ばざる事」

（元禄十年七月二十二日付「寛」
熊本大学寄託、永青文庫蔵） という、幕府の国絵図担当役人の指導によるものであった。ただし、一里塚に関しては、正確に表示させたようである。正保図に欠落した山鹿と崎山の一里地点には、それぞれ墨星が描かれている。このように、正保と元禄の絵図に、異同が見られるので、筆者は、第14図のような「十八世紀初頭の犀川町域の交通路図」を意図的に作成してみた。

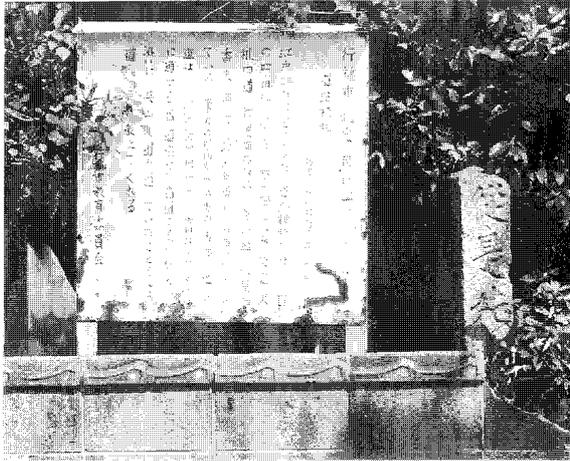
その作図の手法は、まず、現在の犀川町域を地図上に設定し、それに正保図に記載の村名と山・川・道路（本道と小道）・一里塚・峠を書き、そして元禄図に新しく見える独立村（分村）の八ッ溝を書き加え、正保

(二) 秋 月 道

呼 称

九州の代表的な脇街道の一つである「豊前道」は、豊前小倉と豊後府内（現、大分市）を結ぶ主要幹線路である。この「豊前道」の椎田駅（宿駅・人馬継立場）から築城―別府の内弓ノ師―国作―天生田、そして町域の花熊―木山―山鹿駅―崎山を経て石坂峠を越え、田川郡の油須原駅―柿原―田原―猪膝町駅、さらに大隈―千手を経由して秋月へ至るルートが「秋月道」である。

「秋月道」は、「密書手控」（天保十五年六月吉日、中津市立図書館蔵）と「中津御城下道筋図」（幕末期、福岡県立糸島高校蔵、第15図）には「秋



豊前国府と香春を結ぶ官道と彦山街道が交差する天生田に立てられた石の道標と説明板



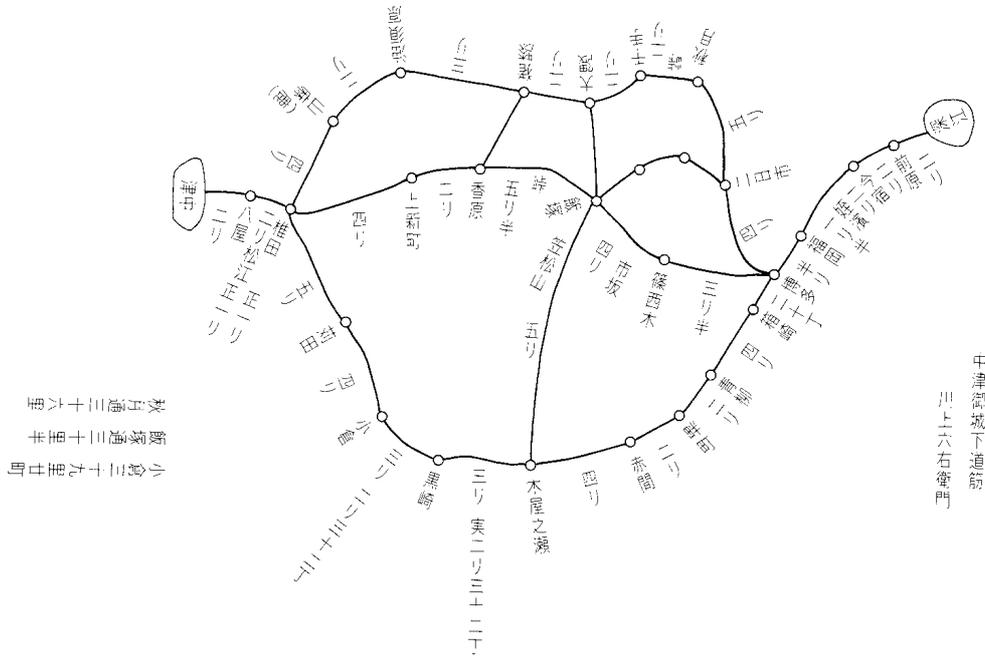
「從是東椎田道」「從是南石坂越彦山道」「從是西香春道」「從是北小倉道」と四面に刻まれた石の道標（行橋市天生田）

月通」となっている。そして、「秋月道（通）」は、それぞれの地域で、その地域に密着した通称があった。椎田駅―山鹿駅間（行程四里―一六キロ）は「筑前秋月往来」（『長井手永大庄原日記』天保七年十二月二十九日の条、九大文化研究所蔵）、「筑前秋月往来」（同）と書き分けてあり、行橋市天生田に現存する石の道標には、「石坂越彦山道」と刻まれている。さらに、猪膝町駅―大隈間は、幕末期の「豊前小倉領全図」（福岡県立豊津高校小笠原文庫蔵）には「大隈道」と記されている。このように、「秋月道」は、豊前の中津・椎田地域と筑前の秋月・二日市、そして、博多を結ぶ重要な街道であり、それぞれの地域で親しみやすい固有な呼称があったのである。

往来と往還

天保二年（一八三二）、幕府は、諸大名に対して「郷帳」を作成し、幕府勘定所に提出するように指示し、同五年十二月には、「天保郷帳」を完成させた。そして、翌六年十二月

第15図 中津御城下道筋図（福岡県立糸島高校所蔵）



二十二日、諸大名に国絵図の作成を命じた（「本九廻」）。正保、元禄の場合
 は、諸大名に国絵図を作成させて幕府へ提出させたが、「天保国絵図」
 の場合は、幕府が元禄図を短冊型に何葉分かに切断し、淡彩で薄紙の写
 しにして諸藩に渡し、元禄図と変わっている部分だけを紙に書いて添付
 し、訂正して提出させた。幕府は、それを基にして自ら国絵図に仕上げ
 た。こうして、天保九年五月には、「天保国絵図」がほぼ完成した。
 この天保図の作成過程で、同七年八月二十三日、幕府勘定所は、在府
 の大名諸家留守居役を召集し、領内の五街道、脇往還筋の人馬継ぎ立
 て・宿駅・人馬賃銭などを調べ、雛型にそって書付を提出するように指
 示した。「長井手永大庄屋日記」同年十二月二十九日の条に、犀川町域
 の「脇往還筋書附」の写が記録されている。

筑前秋月往来

- 一 豊前の国仲津郡山鹿駅を同国築城郡椎田の駅へ三里三拾七丁
- 一 本馬賃銭百貳拾四文
但、沓里三拾貳文
- 一 軽尻賃銭九拾三文
但、沓里貳拾四文
- 一 人足賃銭六拾貳文
但、沓里拾六文

右は、公義御用・御大名様方御通路の節、山鹿の駅を椎田駅江継
 立候賃銭、割増御座無く候、御定通に継来候

このあとに、人馬賃銭・助郷・川越えなどについての記述が続くが、
 ここでは割愛し、それらについては後述することにする。

この書付は、山鹿駅庄屋権次郎より長井手永大庄屋長井寛七を経て筋
 奉行小出段蔵へ報告されたものである。そして、領内より報告された内

幕府は、五街道の人馬賃銭について一定の基準を定めたが、これは脇街道の宿駅にも準用された。例えば、東海道宿駅の人馬賃銭をA級とした場合、九州では、幕府領がB級、譜代藩がC級、外様藩がD級と格付けされて、同一里程間において賃銭の格差があった。

これを「豊前道」に適用すると、宝暦年間（一七五一―一六四）の本馬賃銭（荷物一駄分目方四〇貫、一五〇疋までを送る賃銀）は、A級（東海道など）―一六〇文に対して、B級（幕府領の四日市・別府・浜脇など）―一四一文、C級（譜代領の小倉藩・中津藩）―一三二文、D級（外様藩の日出藩・島原藩飛び地）―一二四文であった。

天保七年（一八三六）の「長井手永大庄屋日記」に、山鹿駅庄屋権次郎が秋月往来と秋月往還における人馬賃銭について報告した「脇往還筋書附」が記録されている。その史料の一部は、既に紹介したが、全体の概要を、次に箇条書きにしておく。

- (1) 公儀御用・諸大名の定賃銭は、人足一人につき一里（四^リト）一六文、本馬は三二文、軽尻は二四文の割合である。
 - (2) 家中の定賃銭は、公儀御用・諸大名のそれと同一であるが、川越え・山越えの場合は増賃を徴収した。
 - (3) 秋月往来（椎田駅―山鹿駅間）には、「川瀬四渡」（築城川二渡、伊良原川一渡、犀川一渡）の川越えがあり、人足一人につき一里一二文、本馬は一五・五文、軽尻は一三文の増賃を徴収した。
 - (4) 秋月往還（山鹿駅―油須原駅間）には、「川瀬一渡」（犀川一渡）の川越えがあるが、これは徴収しない。しかし、山越え（石坂峠）は、人足一人につき一里一二文、本馬は一五・五文、軽尻は一三文の増賃を徴収した。
- 第100表は、秋月往来と秋月往還の、それぞれの区間における人馬賃銭を表にしたものである。

第100表 「秋月道」のうち、小倉領内の人馬賃銭 天保7年（1836）

| 番号 | 街道名 | 宿駅名 | 区間距離 | 人馬賃銭（公儀御用・大名、区分） | | | 人馬賃銭（御家中、区分、括弧内は御定賃銭+増賃） | | |
|----|--------|--------|--------------|------------------|---------|---------|--------------------------|-----------------|-----------------|
| | | | | 本駄賃 | 軽尻 | 人足賃 | 本駄賃 | 軽尻 | 人足賃 |
| 1 | 筑前秋月往来 | 椎田―山鹿 | 里 丁 3. 31 | 文 124 | 文 93 | 文 62 | 文 184(124+60) | 文 144(93+51) | 文 108(62+46) |
| 2 | 筑前秋月往還 | 山鹿―油須原 | 2. 00 | 64 | 48 | 32 | 95(64+31) | 74(48+26) | 56(32+24) |

（注）人馬賃銭の増賃のうち、番号1は川越え増、2は山越え増（石坂峠）の賃銭。出典は「長井手永大庄屋日記」。

このように、「秋月道」のうち、小倉領内の人馬賃銭は、「豊前道」のそれと同様に、本馬賃銭はC級―三二文であった。

第101表は、北部九州の天領と諸藩の本馬賃銭の推移を示したものである。

宝暦年間まで、將軍への親疎の別で、領域内通過の本馬賃銭の格差が整然と体系化されていたが、明和元年（一七六四）以降、その体系が崩壊し、外様藩領の本馬賃銭がD級からC級へ値上げされ、十九世紀の四半期には、北部九州諸藩の宿駅の本馬賃銭はC級の三二、三文になった（^{前内健次編}「^{北九州}」）。

ところで、天保七年に三二文であった小倉藩の本馬賃銭は、翌年には大幅に値上げされたようである。いくらに値上げされたか、管見の限りでは明らかにできない。しかし、「長井手永大庄屋日記」の明治二年（一八六九）九月二十一日の条に、

奉歎願口上覚

当村（山鹿村）の儀は、古来々宿駅に御座候て、諸国・御藩中御通駕に付ては屋

第101表 北部九州の天領・諸藩の本馬賃銭の推移 (単位 文)

| 級 | 親疎の別 | 天領・藩名 | 宝暦年間 (1751~64) | 明和元 (1764) | 明和2 (1765) | 天明3 (1783) | 寛政元 (1789) | 文化年間 (1804~1818) | 天保7 (1836) |
|---|------|-------|-------------------|------------------|---------------|---------------|---------------|---------------------|---------------|
| A | | (東海道) | 60 | | | | | | |
| B | 天領 | 日田 | 41 | | | | | | |
| C | 譜代 | 中津藩 | 32 | | | | | | 32 |
| | | 小倉藩 | 32 | | | | | 33 | |
| | | 唐津藩 | 32 | | | | | | |
| D | 外様 | 福岡藩 | 24 | 6宿 41 21宿 32 | 3宿 32 | | | | |
| | | 秋月藩 | 24 | | | | | | |
| | | 佐賀藩 | 24 | 18宿 41 15宿 32 | | | | | |
| | | 久留米藩 | 24 | 33 | | | | | |

(注) 『北・九州』(箭内健次編)、「長井手永大庄屋日記」(天保7年)などによる。

夜の差別無く、人別共厭ず、辛苦継立仕、田川御郡油須原駅へ山越式里、築城御郡椎田駅へ四里、京都御郡荻田駅へ五里、何も遠路の継場に御座候、尤賃銭の義は以前より御定法人足老人に付巷里拾六文の所、天保八西より拾式文増、都合式拾八文頂戴仕、御役目相勤来申候とあるように、天保八年には、人足一人につき一里一六文から二八文へと、七五割の値上げが幕府によって許可されている。したがって、本馬賃銭の大幅な値上げが考えられる。

大村御本陣 近世宿駅の第一の機能は人馬継ぎ立てであり、第二の機能は休泊機能であった。

休泊施設のうち、幕府巡見使や長崎奉行・大名などの休泊所を「御本陣」と称し、日田郡代の休泊所を「本陣」といい、ともに御茶屋をこれにあてた。そして、天領の代官以下幕吏やオランダ人・長崎町年寄などの休泊所は「旅宿」と称し、これには町茶屋をあてた(福岡藩の「諸通執行の定」)。「御本陣」や「本陣」の家屋の構造は、原則として門構えと玄関及び上段ノ間があり、「脇本陣」は、門構えと玄関のいずれか一方を欠く例が多い。

宿駅には「御本陣」・「本陣」・「脇本陣」以外に、主として一般庶民や公用でない武士などを宿泊させる「旅籠屋」さらに「木賃宿」があった。

安政四年(一八五七)の「小倉藩主御廻郡覚書」(仮題、長井文書、「豊津藩」(歴史と風土)第三輯所収)

戊年御巡見大村御泊

中御本陣 赤角取紙

亭主

平岩七兵衛様

長井 寛七

下御本陣 青キ角取

片桐鞞負様

上御本陣 白キ角取紙

三枝平左衛門様

同

長井雄平

同

治左衛門

という記事がある。これは、天保九年四月二十六日に、幕府巡見使平岩七兵衛・片桐鞞負・三枝平左衛門ら一行八二人が、諸国巡見で当町域の大村に宿泊した折、平岩氏には中御本陣として長井大庄屋長井覚七の役宅があてられ、片桐氏の泊所にあてられた下御本陣には亭主として長井雄平が詰め、三枝氏宿泊の上御本陣には治左衛門が亭主としてそれぞれ詰めたことを示している。

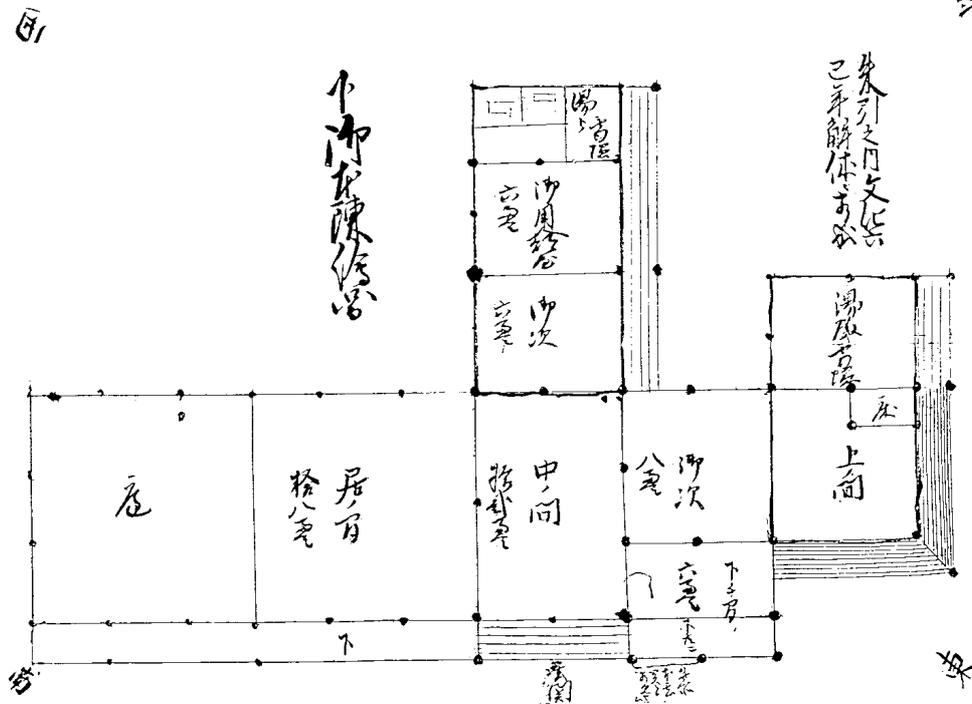
この「幕府巡見使」というのは、江戸幕府が体制維持のため、一施策として設けた制度で、將軍が代わるたびに、大名領や、あるときには天領に巡見使を派遣して各国の政情・民情の査察を行った。

幕府巡見使と大村御本陣に関する記事として、「長井手永大庄屋日記」文政十年（一八二七）三月二十日の条がある。その内容を要約して次に紹介しておく。

(1) 幕府巡見上使の休泊施設として御本陣が大村に三軒ある。そのうちの一軒は、大庄屋の住居である。葺替えなどは年々手永より加勢し、修繕もしてきたが、古家になっている。

これは、中御本陣であり、長井大庄屋の役宅がこれにあてられていた。
 (2) 二軒目は、寛政元年（一七八九）三月に巡見使が宿泊した後、葺替えなどは年々御都よりしてきたが、家番を置かなかったため、破損がひどかつ

第18図 大村下御本陣絵図



たので、文化六年（一八〇九）に、上ノ間・御用人部屋・御次の間・湯殿・雪隠の部分解体した。その後、破損がひどく、使用不可能なので、このたび解体したい。

しかし、この下御本陣の解体願は、藩によって却下された。第18図は、この解体願に添付された「下御本陣絵図」の控えである。この絵図をよく見ると、玄関と上ノ間があり、御本陣の家屋の構造に合致している。門構えがないが、書き落としたものと考えられる。

(3) 三軒目は、痛みが軽いので、これまでの通り御郡より葺替えなどを行う。

これは上御本陣のことである。

このように、幕府巡見使が大村に宿泊するとき、宿泊施設として、中・下・上の三軒の御本陣があてられた。

將軍の代替わりが行われると、原則として一年以内に、幕府巡見使による諸国巡見が実施されたように、藩主も代替わりごとに、一年以内に、藩主以下重臣による領内廻郡が行われた。

安政三年（一八五六）八月二十九日、小笠原忠嘉が、小倉藩主に就任するや、一行は、翌四年四月十四日に小倉城を発駕、一三日間に及ぶ領内巡察の末、四月二十六日に帰城した。第102表は、藩主廻郡の行程を表にしたものであり、第19図は、廻郡コースを地図の上に落としたものである。

「小倉藩主御廻郡覚書」（仮題、「長井手永大庄屋文書」）は、この時の記録である。四月十七日、彦山客屋に宿泊した一行は、翌十八日に彦山を発ち、七ツ石―下津町―才ノ原で小休止し、油須原で昼食後、郡境の石坂峠を越えて当町域に入り、崎山―山鹿を経て、大村に到着、その日は大村の御陣屋に投

第102表 藩主廻郡行程

安政4年（1857）

| 月 日 | 小 休 地 | 昼 食 | 小 休 地 | 泊 地 |
|------|-----------|-----------|-------|-----------|
| 4.14 | (発 駕) | 呼野御茶屋 | 採 銅 所 | 香 春 御 茶 屋 |
| 4.15 | | 上野御茶屋 | 金 | 香 春 御 茶 屋 |
| 4.16 | | | | 添 田 |
| 4.17 | 仙 道 | 彦 山 客 屋 | | 彦 山 客 屋 |
| 4.18 | | 油 須 原 | | 大 村 |
| 4.19 | | 節 丸 | 築 城 | 大 椎 田 |
| 4.20 | 大 村 | 八 屋 御 茶 屋 | | 宇 嶋 |
| 4.21 | | | | |
| 4.22 | | | | 安 武 |
| 4.23 | 今 井 浄 喜 寺 | | | 大 橋 |
| 4.24 | 上 稗 田 | 新 町 | | 行 事 |
| 4.25 | | (雨 天) | | 行 事 |
| 4.26 | 苺 田 | 下 曾 根 | 湯 川 | (帰 城) |

(「小倉藩主御廻郡覚書」 仮題、「長井手永大庄屋文書」)

当たった。したがって、大村は、宿駅機能としては「半宿」である、と考えられる。前掲の「小倉藩主御廻郡覚書」には、大橋人馬会所が散見される。大橋町も、大村と同様に、「半宿」であったといえるであろう。領内の「半宿」は、大村・大橋町のほかに、石原町・蒲生などであった。

一方、「本宿」とは、諸大名の参勤交代や公武の旅行など、公用・藩用の小荷駄の運送継ぎ立てを行うもので、問屋がこれに当たった。本宿の宅地は地子免除で、本宿には、ひと屋敷（二戸）に宿役給として米三斗ずつが支給され、他藩の用達荷物の運送賃銭として人馬賃銭を徴収した。当町域の山鹿駅は「本宿」である。小倉領内の「本宿」は、大里・下曾根・徳力・呼野・松江・八屋などで、宿駅問屋は代々世襲が多く、呼野宿駅問屋は高津氏、八屋問屋は紙屋がこれを務めた。

大村と山鹿村は、「秋月道」を挟んで隣り合わせの村である。「宿駅」の第一機能である人馬継ぎ立ての点では、大村は幕府巡見使や藩主廻郡など、公用・藩用の小荷駄の運送継ぎ立てをしたので「本宿」であるはずだが、問屋がなく、人馬会所がこれらの機能を行ったので、やはり「半宿」といえるであろう。山鹿村は、藩用や私用の小荷駄の運送継ぎ立てをしたので「半宿」であるはずだが、人馬会所がなく、問屋がこれらの機能を行ったので、やはり「本宿」といえるであろう。

「宿駅」の第二機能である宿泊機能の点では、大庄屋の役宅があった大村は、「御本陣」の三施設が、公用・藩用の宿泊機能を果たし、山鹿は、「旅籠屋」・「木賃宿」が一般庶民や公用でない武士などの宿泊機能を果たした。このように、大村は、公用の人馬継ぎ立てと宿泊機能を發揮し、山鹿は、私用の人馬継ぎ立てと宿泊機能を發揮したのである。

つまり、大村と山鹿は、相互補完的な関係の下に、宿駅機能を果たしたのである。

山鹿駅

安政四年の「小倉藩主御廻郡覚書」に、次のような廻郡順道の村覚の記事がある。

免五ツ成宿町

御右

山鹿村 岡平

一、本高四百三拾式石三斗六升老合

一、物成式百式拾式石七斗三升老合八勺

一、田畠式拾六町四畝五歩半

内式拾町三歩

同六町四畝式歩半

一、竈四拾九軒

一、男女百九拾四人

内男九拾六人

同女九拾八人

一、牛馬三拾疋疋

内牛式拾式疋

同馬九疋

一、御高札板拾四枚

この記事で注目したいのは、山鹿村が「宿町」であり、安政四年の時点で、村に馬が九疋いたことである。この年、犀川町域の他村の保有馬数が平均四疋であるので、宿場町山鹿村には農耕馬とともに伝馬がいたことを示唆している。そして、山鹿村には御高札板が一四枚あり、宿駅としての御高札板の量数を満たしていることである。

「長井手永大庄屋日記」に、慶応三年（一八六七）七月付の次のよう

な記事がある。

御敦申上口上覚

当村(山鹿村)の儀は、古来の駅町に御座候所、田舎駅の儀故、御家中様方格別の御通行も御座無く、中津御役人筑前深江御役場御交代出張并肥前嶋原御役人豊後御役場江御出張、其外は格別の御通路も御座無く、宿高式白石以前より引居申候(以下略)

これは、山鹿村の村役人より長井手永大庄屋長井又蔵を経て筋奉行へあてた山鹿駅役助勢願の前半部分である。

山鹿村は、古来の駅町であるが、田舎駅なので、家臣衆の往来も少なく、中津藩の役人が飛び領の筑前深江^{かふえ}役場へ交替出張のために通過するか、島原藩の役人が飛び領の豊後高田役場へ出張のために通過するか、それ以外には格別の往来がない。宿役米として以前より二〇〇石引の減石が行われている、という内容である。

ところで、山鹿村は、いつから宿駅であったのだろうか、宿駅の起立年代を解明したい。この口上覚の前半では、「古来よりの駅町」とあるだけで、起立年代を特定できない。しかし、文中の、島原藩の役人が豊後高田役場へ出張の折に往来した、という記事で、起立年代を多少絞り込めそうである。島原藩の豊州御領が成立し、豊後高田に陣屋が設置されたのは寛文九年(一六六九)である。

そして、昭和十一年発行の築上郡『角田^{すだ}村史』(石田峰治・熊本鉄平著)に、寛文三年、小倉小笠原藩では、領内に宿駅を設置し、このとき、豊前道の一宿駅として松江にも宿駅が設けられた、という趣旨の記述がある。これらの記録を総合すると、山鹿村の宿駅は、寛文三年ごろに起立されたのではないだろうか。ちなみに、筑前六宿街道の山家宿は

慶長十六年(一六一二)に開創され(桐山^{文書})、内野宿は翌十七年に起立した(内野^{文書})といわれる。

次に、宿駅呼称について見てみよう。近世の宿駅は、村・市・町・宿・駅などの尾称を付けるものが多いが、なかには尾称の無いまま呼ばれるものもある。山鹿の場合は、前述のように、「宿町」・「駅町」と、尾称は「町」である。九州の宿駅の呼称は、長崎路筋は「町」のほか「駅」・「宿」が見られるが、それ以外の九州諸国は、圧倒的に「町」が多い(丸山雅成「日本近世交通史の研究」)。山鹿の場合もそうである。しかし、山鹿は、「宿町」・「駅町」ではあるが、「山鹿町」でない。幕末・維新になっても、「山鹿村」である。郷村内の街道筋が伝馬^{てんま}宿になると、その交通運輸機能をもつ集落密集度の高い特定区域は、宿役米引や交通・商品流通上の特権が賦与されて「町」・「宿」などと呼ばれるが、それ以外は一般村落の性格を濃厚に保持して「村」と言われた。

宿駅の景観

城下町以外の宿駅の場合、一般に街道沿いに一村か二、三か村からなる宿駅集落が形成され、家屋が帯状に連なる街村の形態をなしている。山間盆地の宿駅山鹿村は、隣接する大村と二か村で宿駅集落を形成した。次に、山鹿村の宿駅としての家並みと景観を眺めてみよう。

文化十年(一八一三)閏十一月二日、この山鹿村の宿場で火災が発生し、居家七軒と稲屋・牛屋・薪小屋・桶小屋・土蔵など六軒、合わせて一三軒を焼失した(第108表)。このときの被災記録が、「長井手永大庄屋日記」に散見される。宿駅村の火災は、一般村の火災と違って、雛型にそった特別な被災届を藩に提出しなければならなかった。その一部を次に紹介しておこう。

覚

- 一、山鹿村の義は、南北に通り候町筋・家並に御座候
- 一、宿北の入口東側四軒目喜兵衛と申もの居家を焼出申候

(中略)

- 一、焼失居家七軒

内

- 一、五軒 東側

- 一、式軒 西側

- 一、焼失 稲屋式軒 牛屋老軒 薪小屋老軒 土蔵老軒

桶小屋老軒

但、不残東側

メ

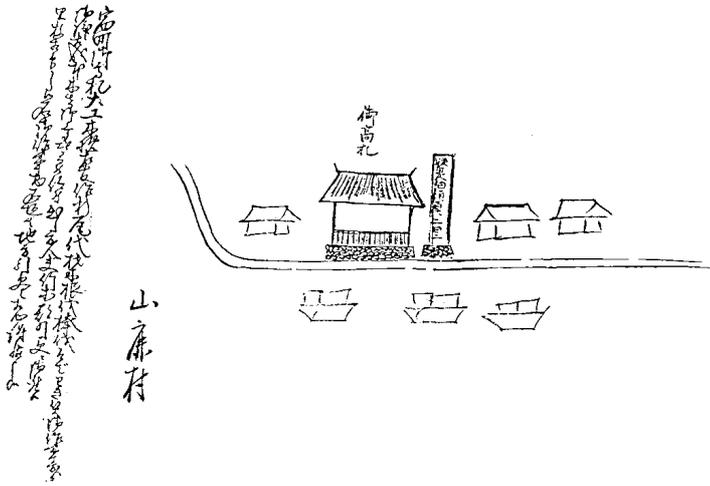
この被災届によって、山鹿村の宿場は、南北に走る町筋であり、街道に沿って東側・西側に家屋が带状に連なる街村であったことがわかる。一戸当たりの家屋の構造は、間口が二間半か三間、奥行きは三〜九間であり、奥行きには長短の格差があった。会津藩の宿駅では、一戸当たり間口四間、奥行き一〇間と規定（『会津若松市史』3）されているが、山鹿村の宿駅では、そのような家屋の間口割の厳格な規定がなかった。

七軒の被災者のうち、徳左衛門の居家は、間口三間、奥行き八間と、大きく、そのうえ、稲屋二軒、桶小屋・薪小屋各一軒と土蔵を構えた家屋構造である。この角屋徳左衛門の家は、宿筋本陣御用も兼ねており、また土蔵には御用厩粉（ごようまこい）を預かっていた。このときの被災で、預かっていた御用厩粉のうち四石四斗を焼失した。家屋を初め土蔵まで、その一切を焼失した徳左衛門は、家屋再建資金として藩より五〇〇〇目を一〇年賦で拝借し、再建に着手した。

第103表 文化10年（1813）山鹿村の火災被害

| 被 災 者 | 焼 失 屋 | 間 口 | |
|---------|-------|-----|---|
| | | 間 | 間 |
| 喜 兵 衛 | 居 家 | 3 | 9 |
| 庄 助 | 〃 | 3 | 8 |
| 喜 三 郎 | 〃 | 3 | 3 |
| 茂 市 助 | 〃 | 3 | 8 |
| 壯 助 | 〃 | 2.5 | 4 |
| 千 代 吉 | 〃 | 3 | 6 |
| 徳 左 衛 門 | 牛 屋 | 2 | 3 |
| 〃 | 居 家 | 3 | 8 |
| 〃 | 桶 小 屋 | 2.5 | 5 |
| 〃 | 稲 屋 | 2 | 9 |
| 〃 | 〃 | 2.5 | 6 |
| 〃 | 薪 小 屋 | 3 | 5 |
| 〃 | 土 蔵 | 3.5 | 7 |

第20図 山鹿村の街道筋と御高札・道標

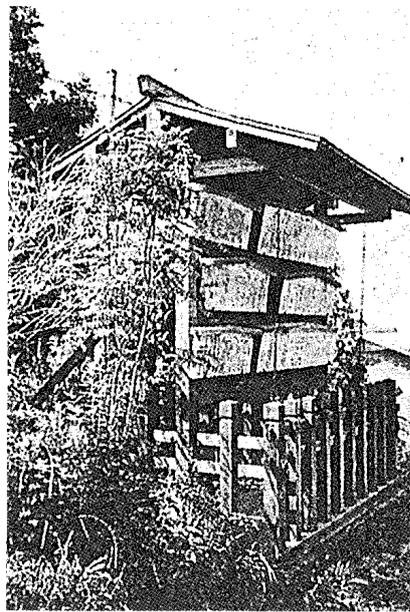


また、この火災の折、御高札は無事に運び出したが、上家を焼失してしまつた。宿場筋の御高札上家は、御作事方の管轄下にあつたので、藩は、早速その普請に取りかかつたのである。

宿場火災の場合、規定の被災届のほか、被災地の宿絵図を藩に提出しなければならなかつた。今回の火災に当たり、宿絵図を作成し、藩に提出した、と「長井手永大庄屋日記」には記されているが、残念ながら、その原図も控え図も見当たらない。

しかし、「長井手永大庄屋日記」慶応四年（一八六八）三月の条に、第20図のような「山鹿村の街道筋と御高札・道標」が見られる。文化十年の被災届の内容とこの絵図を突き合わせると、山鹿村の宿絵図が多少再現できそうである。

南北に走る宿町の街道に沿って東西に家屋が带状に連なり、宿の北と南の両入り口には、木戸の



木曾馬籠の高札場（『麻績村誌』）

構柱が立っていた。そして、宿駅の中央部には問屋場があつて、高札と道標が立ち、本陣や旅籠屋などの主要な旅宿が一、二軒あり、商家が十数軒立ち並び、これより宿端にかけて煮売屋や旅商人宿札という免札を持つ木賃宿が一、二軒あつたようだ。

現在、町内の山鹿の琴杖神社の鳥居の前に、石の道標が立っている。この石柱の北側に「従是椎田迄三里三拾老丁」、西側に「従是油須原迄二里」と刻まれている。

山鹿の道標は、元来、「木塚」（木柱）であつた。ところが、永年の風雪で木が朽ち損じたため、文化十一年三月、作り替へることにした。宿駅の道標は、藩の御作事方の管轄下にあつたので、藩は出費多端を理由に、再び「木塚」にするつもりであつた。しかし、地元から、ぜひ石柱にして欲しいという数度の請願により、地元の一部負担で、石の道標になつたのである。

「長井手永大庄屋日記」には、石の道標への作り替えについて、次のような記事が書かれている。

覚

一、従是椎田迄三里三拾壹丁

従是由須原迄貳里

字数メ十九 但、長サ六尺三寸、四寸六分角

代札三拾六匁

長野村石工

吉五郎

戌三月

右代札三拾六匁、左の通り仰付られ候

一、札三拾六匁 山鹿村道程塚石仕かへ賃

石工渡ス

内拾匁

御作事方々仰付らる、尤大工・木挽作料として

同拾三匁

御奉行様表へ木塚の道理ニ付、本木宅本御願申

上、右本木宅本売代札

同拾三匁

郡出前々仰付られ候

このようにして、建立費用三六匁を投じ、長野村石工吉五郎の手で山の石の道標が文化十一年に作製された。

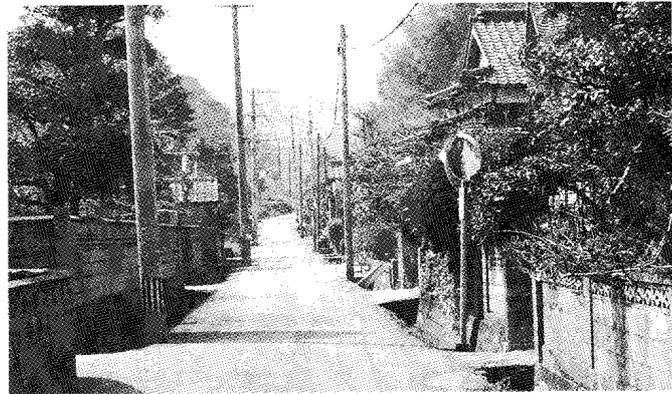
山鹿村の宿場は、その後、嘉永三年（一八五〇）十月三十日にも火災で居家・稲屋など六軒を焼失した。

伝馬と助郷

山鹿村の馬数は、嘉永六年に四疋、安政四年（一八五七）に九疋、同六年に五疋であった。宿駅の人馬継ぎ

立ての負担を伝馬役と言ひ、伝馬役には馬役と歩行役（人足役）とがあつた。

慶長六年（一六〇二）、東海道に伝馬の制が設けられ、多くの宿駅に



山鹿宿の旧道（山鹿）

三六疋の伝馬を常備することとなり、寛永十五年（一六三八）以降、一〇〇人・一〇〇疋の常備人馬が定められ、中山道宿駅の場合は五〇人・五〇疋となった。日光・奥州・甲州の三道中と岩槻・水戸・佐倉などの諸道はいずれも二五人・二五疋であった。

九州の山間部宿駅の山鹿駅では、幕末の時点で、村馬が四〜九疋であり、常備人馬の規定が稀薄である。

これだけの馬数で伝馬役を果たせたのであろうか。それは、人々の往来・休泊量と物資の流通量に、伝馬役と休泊施設が対応できたかどうか、ということと、人馬が不足したときに、助郷役が充当されたかどうか、という問題でもある。

文久二年（一八六二）五月二十七日、小倉藩は、「旅人締め方御触」六か条を發布している。その前文に、

宿駅通行の旅人賈賤によらず、休泊は勿論、小休たり共、国所・名前承り糺し、洩落無く帳面に相記し、月々朔日・十日・廿日、三度宛届出すべく候

（以下略）

とある。宿駅の旅籠屋と木賃宿の宿主は、旅人の休泊を日々記帳し、毎月朔日・十日・二十日の三度、藩へ届け出よ、というものである。「長井手永大庄屋日記」に、この文久二年に、山鹿宿駅の旅籠屋と木賃宿に休泊した者の記録が書き留められている。その一部を紹介しよう。

覚

- 仲津郡 山鹿村 利兵衛
- 一、中津様御内小岸三郎右衛門様上下三人、当月八日、一泊仕候
同 村
- 一、坊州見田尻庄五郎・多蔵、当月廿八日、一泊仕候
同 村 治 助
- 一、下之関永三郎・大道坊、当月廿一日、一泊仕候
一、中津文平、当月廿三日、一泊仕候
一、筑前博多惣右衛門、当月廿九日、一泊仕候
- 右は当駅旅人止宿候分御届申上候、以上

四月晦日

山鹿村庄屋

利兵衛

この記事は、文久二年四月晦日付で、山鹿村庄屋利兵衛が、長井大庄屋へ報告した山鹿宿の四月中の宿泊者届である。前述のように、同年五月二十七日に御触れが出されたが、その直前の記事であり、それまでは毎月一回、月末に報告されていたのである。幕末期の尊王・攘夷・開国の争論、外国貿易と抜け荷など、国内外の緊迫した世相の動向を反映し

第104表 月別小休・宿泊者数
文久4年(1864)

| 月 | 小休 | 宿泊 |
|----|-----|----|
| 1 | 0 | 6 |
| 2 | 2 | 5 |
| 3 | 4 | 8 |
| 4 | 14 | 0 |
| 5 | 6 | 3 |
| 6 | 5 | 2 |
| 7 | 9 | 0 |
| 8 | 32 | 4 |
| 9 | 63 | 0 |
| 10 | 0 | 24 |
| 11 | 15 | 3 |
| 12 | 0 | 0 |
| 計 | 150 | 55 |

第105表 階層別小休・宿泊者数
文久4年(1864)

| 階 | 層 | 人数 |
|----|-----|-----|
| 武僧 | 士侶 | 157 |
| 社町 | 人人民 | 17 |
| 農取 | 脚 | 1 |
| 相撲 | 脚 | 13 |
| 飛脚 | 脚 | 3 |
| | 脚 | 13 |
| | 脚 | 1 |
| 計 | | 205 |

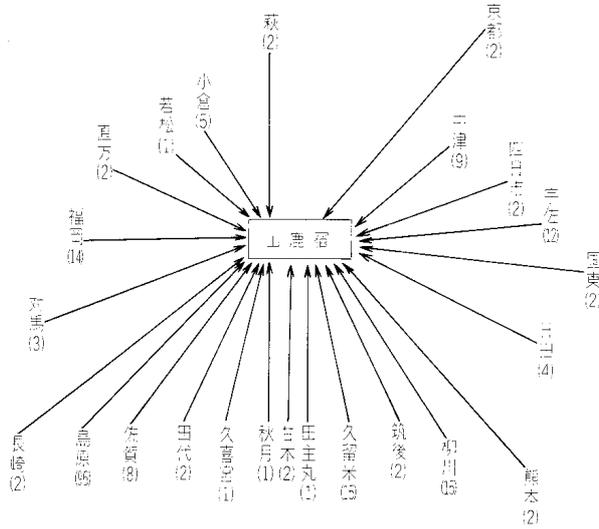
たものといえるであろう。藩への報告が、宿泊のみの報告より小休・宿泊の報告へ、月一回制より三回制の報告へと、旅人や物流への取り締まりが、より一層厳重になっていった。

この記事によると、山鹿宿には、庄屋利兵衛の旅籠屋に、治助と勘兵衛の木賃宿があった。文久四年の「長井手永大庄屋日記」を基に、同年の月別小休・宿泊者数、階層別・地域別小休・宿泊者数を表示し、秋月道の人々の往来を見よう(第104・105表、第21図)。これによると、山鹿宿の往来人二〇五人のうち、その七三割は小休通行人、二七割が宿泊者である。階層別では、武士が七七割、僧侶が八割、町人と相撲取がそれぞれ六割で、農民の往来は一割と少ない。地域別では、島原が四七割、久留米・柳川・福岡がそれぞれ七割、そして、宇佐・中津・佐賀と続く。京都・萩以外では、九州北半がそのテリトリー(往来圏)である。

このように、山鹿宿は、文久四年時点では、月平均にすると、小休者一三人弱、宿泊者五人弱である。これに対し、継馬五疋、宿屋三軒程度で伝馬役と宿泊役をなんとか果たし、助郷役の充当は無かった。

ところで、文久四年から一五年ほどを遡る嘉永元年（一八四八）ごろの山鹿宿の小休・宿泊者数は、およそ半数の一〇〇人程度であった。ところが、嘉永年間に、近隣の田川郡香春宿駅が、数百軒をも焼失した二度の大火のため、駅役が不能となり、香春通りの役人や往来人が山鹿宿を通るようになり、山鹿の駅役が繁雑になってきた。一五年後に二倍になった通行量は、二〇年後の嘉永五年にはさらに増えて、この年の人足

第21図 地域別小休・宿泊者数 文久4年（1864）



夫は二八六人、伝馬役二八疋を数えた。しかし、山鹿には、伝馬が四疋しかいなかった。それで、山鹿の庄屋以下村役人は、伝馬購入金の年賦拝借や宿駅夫役米引・助郷役の要求・見せ物興行の申請などを行った。そして、慶応二年（一八六六）八月の征長戦争における小倉藩の敗北と香春への撤退、藩主近親者の肥後熊本への移動は、さらに多くの人馬供給を必要とし、山鹿の宿財政は一層逼迫していった。

このような混乱の中に、山鹿駅廃止の噂が流れ、版籍奉還後の明治二年（一八六九）十月十九日、山鹿駅は、いったん廃止になった。

山鹿宿駅の再建と終焉 翌月、山鹿村庄屋山田利兵衛ら村役人は、山鹿駅の再建と終焉 開願を香春藩庁に提出した。国宿号（駅号）を改めて認可し、役目高二〇〇石引、そして、これまでどおり御高札を山鹿村に立て置くように、と請願した。

明治三年一月十五日、藩庁が香春より豊津へ移転した。翌月十二日、豊津藩庁民政局は、山鹿が国宿として再開することを認めた。「長井手永大庄屋日記」明治三年二月の条に、次のように記録されている。

今般豊津江公廟御造宮ニ付、山鹿・油須原両駅廃止申達候所、山鹿村々敷願の趣、余儀無き次第ニ付、以後御国宿相立、当藩中文御定賃金を以継立申付候、以来山鹿・油須原・添田と継方致すべく候、尤旅人通行は是迄の通差留候、此旨申達せらるべく候、以上

志津野拙三
浦野又四郎
和田卓藏殿
二月十二日

このようにして、いったん廃止されていた山鹿と油須原の宿駅役は、豊津藩内だけの御定賃金による公的人馬継ぎ立てだけに限定して許可され、旅人通行への人馬供給は禁止された。

山鹿駅は、豊津藩庁造営のための藩士の出入による人馬継ぎ立てで混雑し、そのうえ、明治三年冬以来、日田・玖珠郡内の二万人に及ぶ騒動の鎮圧のために往返する藩士の人馬継ぎ立てで、一層混雑を極めた。同年十月より翌四年九月までの山鹿駅の一年間の人足夫は二〇三六人を数えた。そこで、同年十一月、山鹿村庄屋山田耕作ら村役人は、豊津県役所に対して、助郷だけでは間に合わないので、手永の村々から人足夫を出し、そのうえ、宿役米二〇石の定引をするように歎願した。

このような山鹿宿駅の歎願をよそに、明治五年、宿駅制度そのものが廃止され、山鹿村も宿町としての機能を停止したのである。

崎山村新道

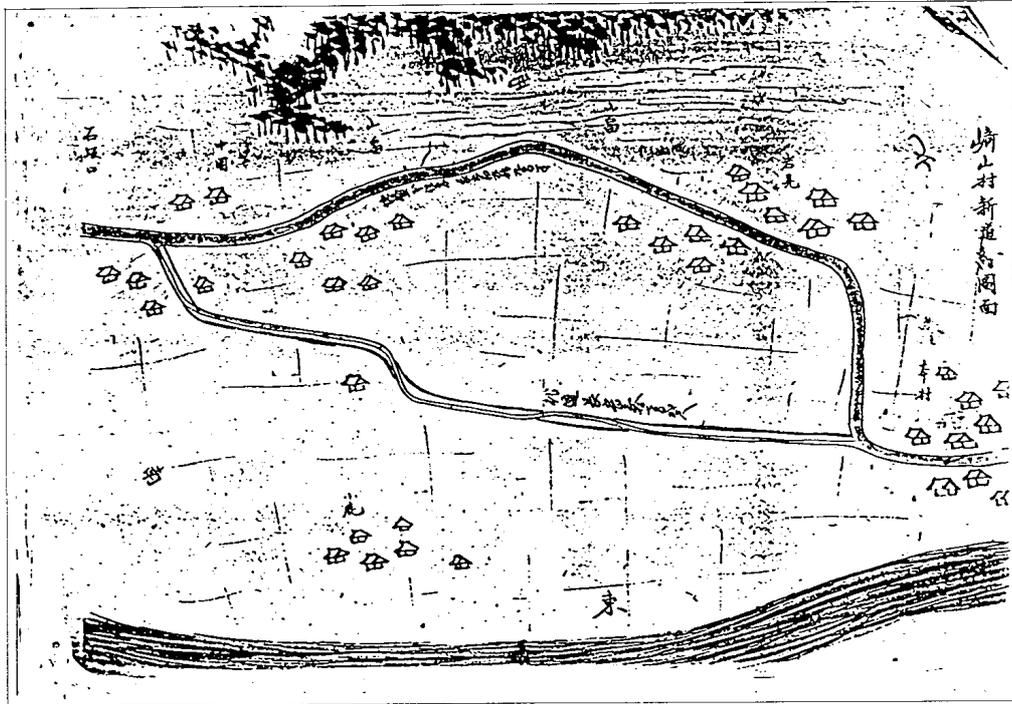
第22図は、現在の犀川町域の中心部を示す近世の貴重設蔵。この絵図の制作年代が明記されていないので、特定できないが、地図の中に、ハツ溝村が独立村として書き込まれ、崎山村新道はまだ書き込まれていないので、十七世紀半ば以降明治三年以前の絵図であることは間違いない。この絵図には、町域の主要道が書き込まれているので見てみよう。鳥越―花熊―木山―大村―山鹿のルートは、秋月道のうち、椎田駅と山鹿駅を結ぶ秋月往来のルートである。そして、山鹿―柳瀬―崎山を経て石坂峠を越え、田川郡の油須原駅へ至るルートは秋月往還と呼ばれた。この秋月往還のうち、木山―石坂峠間は、絵図でも明らかのように、崎山村の本村から山麓の麓集落の岩見の方へ大きく蛇行し、中園へ出て石坂峠へ至っている。そこで、この迂回・蛇行した本往來のほか、本村と中園を結ぶ直線道を開通させようという動きが、明治三年に、地元を初め、広範囲に起こった。

「長井文書」の中に、この間の経緯を示す歎願書が入っているので、

第22図 近世の犀川絵図



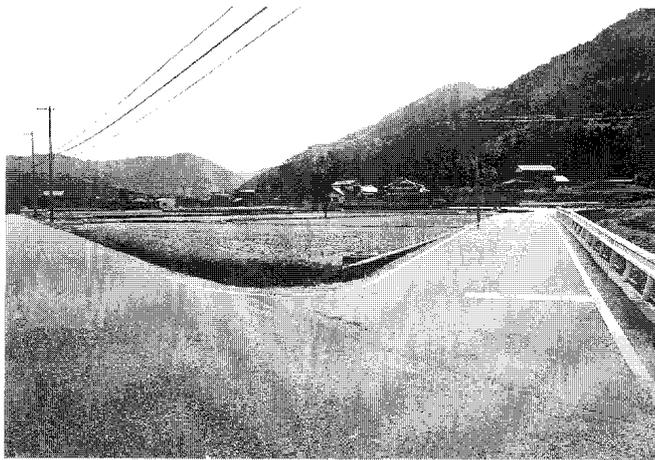
第23図 明治3年(1870)の崎山村新道絵図面



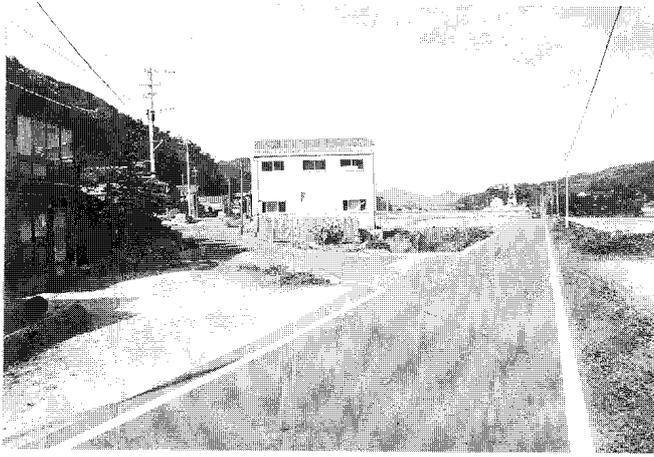
次にその一部を紹介しておこう。

御願申上り上覚

当村往來の義、前々中園と申所上ッ手山付岩見と申所の様、本往來御筋に御座候て、先年殿様御廻郡并巡見御上使様御通駕の節も右往來造り方仕、都て諸人通路筋にて御座候所、外に中園の下川原田と申所上手へ田甫作道御座候所、本往來筋は道悪く、其上道法遠く御座候に付、諸人総て右作道通行仕、別て近來豊津御造營に付ては田川御郡の咽喉に御座候間、殊の外通路繁く、麦秋共作物に相障り候に付、牛馬作道通行留建札仕、猶又繩垣等も仕、種々差留致候得共、何分便宜道筋に付、制の方行届申さず難涉仕



右の道は、崎山村本村より岩見へ迂回して中園へ出る本往來。
 左の道は、本村と中園を直線的に結ぶ県道行橋・添田線。



右の道は、県道行橋・添田線の中園地点。左の道は本往來の中園口。

候、右に付、此度往來替仕、右作道本往來に仕度存じ奉候間、道幅壹間貳尺位に広め方仕候は作物に相障義も御座無く候間、別紙積帳の通御物成・諸掛共御引仰付られ候様願奉候、(以下略)

明治三年十一月、崎山村庄屋林平七以下村役人は、本村と中園を直線的に結ぶ、道幅一間二尺(約二^二尺)の新道を開通させ、これを本往來にしたいという請願書を豊津藩庁へ提出した。第23図は、そのときに添付された「崎山村新道絵図面」の控えである。旧來の本往來の長さが六九九間半(一二五九^九尺)あったが、新道の長さは五三七間二尺(九六七^七尺)



石坂峠改造顕彰碑の由来

となり、二九二^二尺短縮されたうえ、よく整備された道となった。この新道は、県道行橋・添田線とほぼ同じコースをとって本村と中園を結んでいた。

石坂峠 秋月 往還

は、崎山村の中園を過ぎてしばらく行くと、風光明媚な九郎山の登り道に差しかかってくる。この坂道を登り詰めたところが石坂峠である。桜の名所でも知られるこの峠の頂上に岩嶽稲荷社が鎮座している。その社の近くに掲げられた「石坂峠改造顕彰碑の由来」には、この峠道について、次のように記されている。

石坂峠は、古くは上代から赤村が屯倉^{みやげ}の所在地であったことから、千数百年の昔から交通の要所であった。

然し、この峠は、右は断崖絶壁で、左は峨々たる峻山の腹部に、僅かに通路を設けただけのもので、人馬の通行甚だ困難であった。

石坂峠の頂上から眼下を望むと、断崖絶壁の石坂溪谷の底に犀川が細



仲津・田川郡境道標

く一筋流れている。この溪谷の犀川を縫うようにして、油須原から大橋の河港まで川舟が下っていたのである。

仲津と田川の郡境でもあった石坂峠には、郡境道標が立っていた。「従是東仲津郡」・「従是西田川郡」と刻まれた一本の石柱は、現在、犀川町字崎山の林正一氏の庭に立っている。

石坂峠を下り、しばらく行くと、そこは油須原駅であった。

(三) 彦山道と槻木村越

彦山道

犀川町域には、秋月道のほかに、村と村を結ぶ道と、江戸期には彦山道があった。秋月道も別称「石坂越彦山道」と呼ばれたように、町域の主要な道は、すべて彦山に通じていた。正保国絵図に描かれた当町域の道の中で、主要道を示す赤い太線

は、ただ一つ、下毛郡槻木村より彦山坊へ通ずる「彦山道」であった。山間部の帆柱地区より彦山へ通ずる道としては、まず「横道筋彦山道」がある。永沼文書の中に、元禄十四年（一七〇一）六月の絵図があるので、第24図として示しておく。

この絵図は、元禄国絵図を作成するときに、豊前と豊後の国境を画定し、その結果描かれたもので、「元禄十四巳年六月改正 帆柱村」と書かれている。この絵図には、「横道筋彦山道」のほか、「槻木村越」・「中尾小道」が描かれ、「古峠」・「野峠」・「笈岩槻木峠」などが散見される。元禄国絵図の作成にあたって、豊前と豊後の国境は、次のように画定されている。永沼文書の中から、「帆柱村境定の事」を紹介しておく。

帆柱村境定の事

- 一 北は高昌山の峰々野峠迄峰筋を限事
 - 一 南は野峠の往還より中尾小道を限、善尾台より峰水分三鷹巣の絶頂、仲津郡・下毛郡・田川郡、三郡境の事
 - 一 三鷹巣の北の中尾筋笈岩槻木峠、象引山焼尾峠の峰を限り、仲津郡・田川郡境の事
- 右は古来の定範也、今般御国絵図御改正に就き、仲津郡代前沢仁左衛門・戸田権左衛門、絵図奉行鎌田次郎左衛門・和田与左衛門立合境目所相違無く相糺の上、御絵図指上候の条、弥右の旨を以、忽無く堅相守べき者也

山奉行

中西儀左衛門

郡奉行

山口徳兵衛

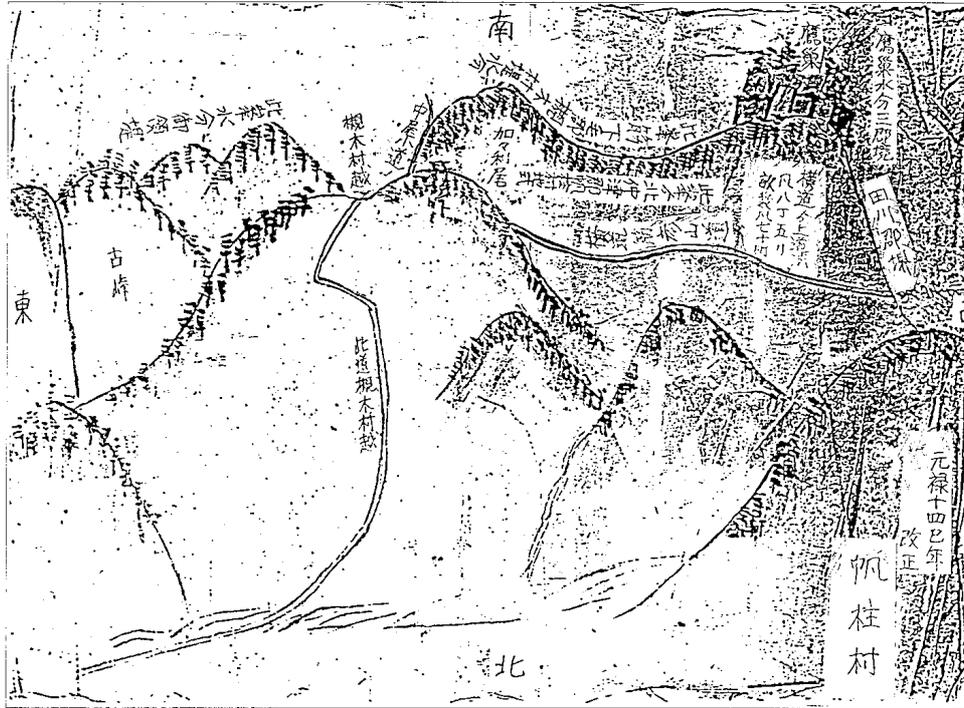
絵図奉行

鮎川角兵衛

絵図奉行

大池三郎右衛門

第24図 元禄14年（1701）6月改正の帆柱地区絵図



仲津郡
帆柱村中へ

郡 代

宿久善左衛門

帆柱地区より彦山へ通ずる二つ目の道として、「焼尾峠越彦山道」がある。この道は、第25図「彦山道と槻木村越」に示したように、「横道筋彦山道」の北に並走する道である。天正五年（一五七七）、薩摩の戦国大名島津家久は、同勢およそ一〇〇人と彦山参詣ののち、この焼尾峠越を通り、帆柱を経て、内垣で一泊し、刈田―小倉に至り、小倉より海路で大坂へ向かっている。槻木村越道よりこの焼尾峠越彦山道へ分岐するところに、現在も「従是右ひこさん左やまくに道」という石の道標が立っている。

槻木村越道

「槻木村越道」は、犀川町域の東部を南北に走る道で、現在の国道四九六号（旧県道行橋・山国線）とほぼ同じルートである。伊良原川に絡みつくように、犬丸 木井馬場―横瀬―下伊良原―上伊良原―帆柱を経由し、野峠で彦山道と丁字に交わり、南東のコースをとって下毛郡槻木村に至る。

永沼文書の中に、年代不詳であるが、大橋つたしよ継所より国分継所あての継ぎ立て依頼の書状一通が入っているので、次に紹介しておこう。

覚

一、御状を通

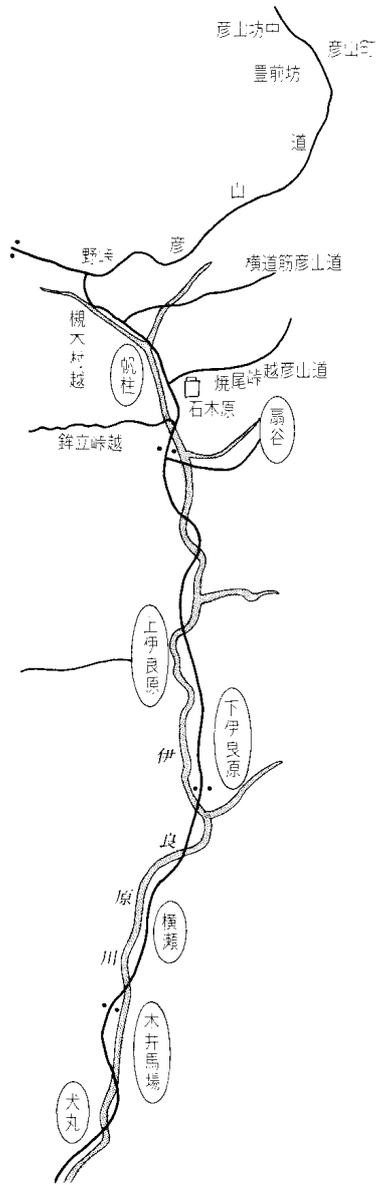
右の通帆柱村迄御継立下さるべく候、以上

大橋 継 所

七月廿七日

国分御継所

第25図 彦山道と槻木村越



銚立道（犀川町帆柱の船頭地区と築城町の寒田地区を結ぶ峠の道）

大橋継所より国分継所への依頼により、書状一通が、この槻木村越道を通じて帆柱村の庄屋永沼氏の元へ届けられている。

不詳であるが、「銚立道筋左右江、此度（亥二月）御用杉植付いたし候」という記事が散見される。

（四）峠の道

峠の道

犀川町域の四至は、東が豊津町・築城町、北は行橋市・勝山町、西は田川郡赤村・同添田町、そして、南は大分県下毛郡山国町である。山間盆地の犀川町域は、行橋市との境界をなす馬ヶ岳、香春町との境界をなす大坂山、大分県との県境をなす彦山連山などに囲まれている。そして、これらの山や連山を越える峠の道が、町域の人々と、他郷の人々の生活を結びつけていた。

「長井手永大庄屋日記」慶応四年（一八六八）三月の条に、仲津郡より上赤村境へ越える峠が書きあげられているので示しておこう。

一鳥越

覚

天生田村

槻木村越道より分岐した道として、銚立峠越がある。文政八年（一八二五）、日田郡代塩谷大四郎は、日田を発ち、中津・宇島―大川内―求菩提山を経て銚立峠を越え、この道を通り、四月に帆柱村庄屋永沼仁助宅に一時泊し、焼尾峠を越えて彦山へ参詣している（永沼文書）。

なお、永沼文書の中に、年代

犀川と仲津舟
犀川町域には、大坂川・喜多良川・木山川・高屋川・目追川などの川が流れているが、これらの河川はいずれも犀川（今川）の支流である。本流である犀川は、田川郡添田町と、大分県下毛郡山国町の境をなす英彦山山地の鷹ノ巣山を源とし、田川郡赤村、京都郡犀川町、豊津町を流れ、行橋市北東部の石田新開で周防灘に注ぐ、全長三一・六キロの二級河川である。この川は、古くか

(一) 犀川町域の河川の道

二 水上の道

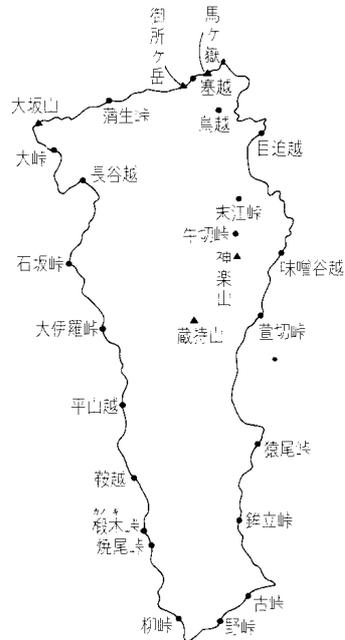
これらの峠には、馬道・人道・小道などがあったが、このほか、犀川町域の代表的な峠の道を第26図に示しておく。

| | |
|---------|-------|
| 一 喜多良村界 | 大熊村 |
| 一 宮の上越 | 崎山村 |
| 一 古賀越 | 同村 |
| 一 田原越 | 同村 |
| 一 香春越 | 大坂村 |
| 一 平山越 | 下伊良原村 |
| 一 蔵持山越 | 同村 |
| 一 焼尾越 | 帆柱村 |
| 一 末江峠越 | 内垣村 |

右の通上赤村へ通路口の書付差上申候、以上

三月十一日
仲津郡

第26図 犀川町域の峠の道



※ 現在では榎木は桑の木、大伊羅は大伊良と書くようになった。

ら洪水のたびに流路を変え、農民を苦しめてきたが、農業用水として、また、人々や物資を運ぶ川舟の道として地域の人々と共に生きてきた（第27図）。
犀川が、いつから川舟の道として利用されたのか、その上限を、現時点で明らかにできないが、管見の限りでは、「長井手永大庄屋日記」天保六年（一八三五）一月二十六日の条に、次のような記事が散見できる。

外二八百文大村舟半方御用捨
一、拾八貫四百文 川舟拾式艘運上
内拾五貫文 正札
同三貫四百文 式朱四片

右の通川舟運上取立致し上納候、以上

長井 寛七